

介護予防・日常生活支援総合事業 説明会

～緩和した基準のサービスについて～

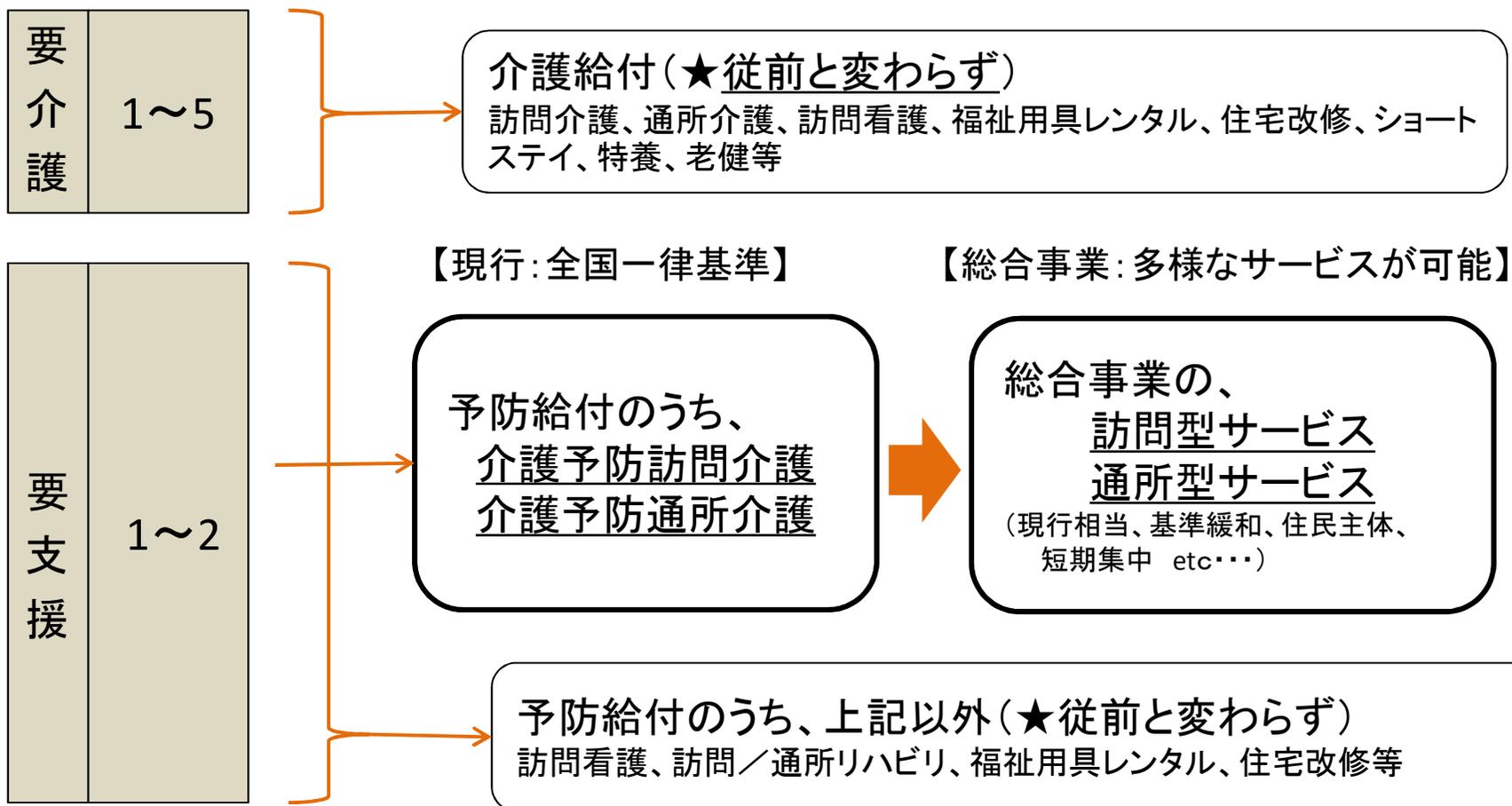
平成29年10月31日

苫小牧市福祉部介護福祉課

はじめに

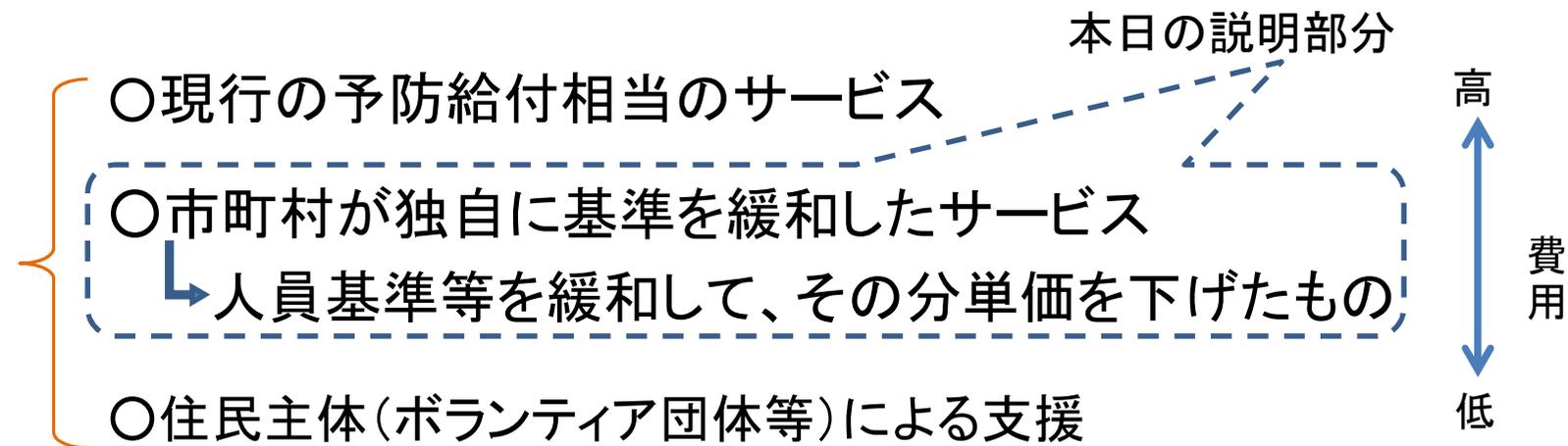
サービスの多様化① ～予防給付の一部が、地域支援事業へ移行

- 平成28年度から要支援認定者に対する予防給付の一部(訪問介護と通所介護のみ)が、「総合事業」に移行
- 全国一律の「給付」から、市町村が地域の実情に応じて取り組む「事業」になることで、市町村の裁量が拡大。(介護保険制度内という点は同じ。財源も同じ。)



サービスの多様化②

- 多様なサービスの例(国が典型例として提供)



⇒ 要支援認定者の心身の状況は多様であることから、現行の予防給付に相当するサービスに加え、比較的費用の低い多様なサービスを創設し、利用者の選択肢を増やすことで、より効果的に、また結果として費用を抑えた形でサービスが提供されるもの。
地域の人のつながりの中に介護予防を位置づけ、自立支援をすることが重要です。

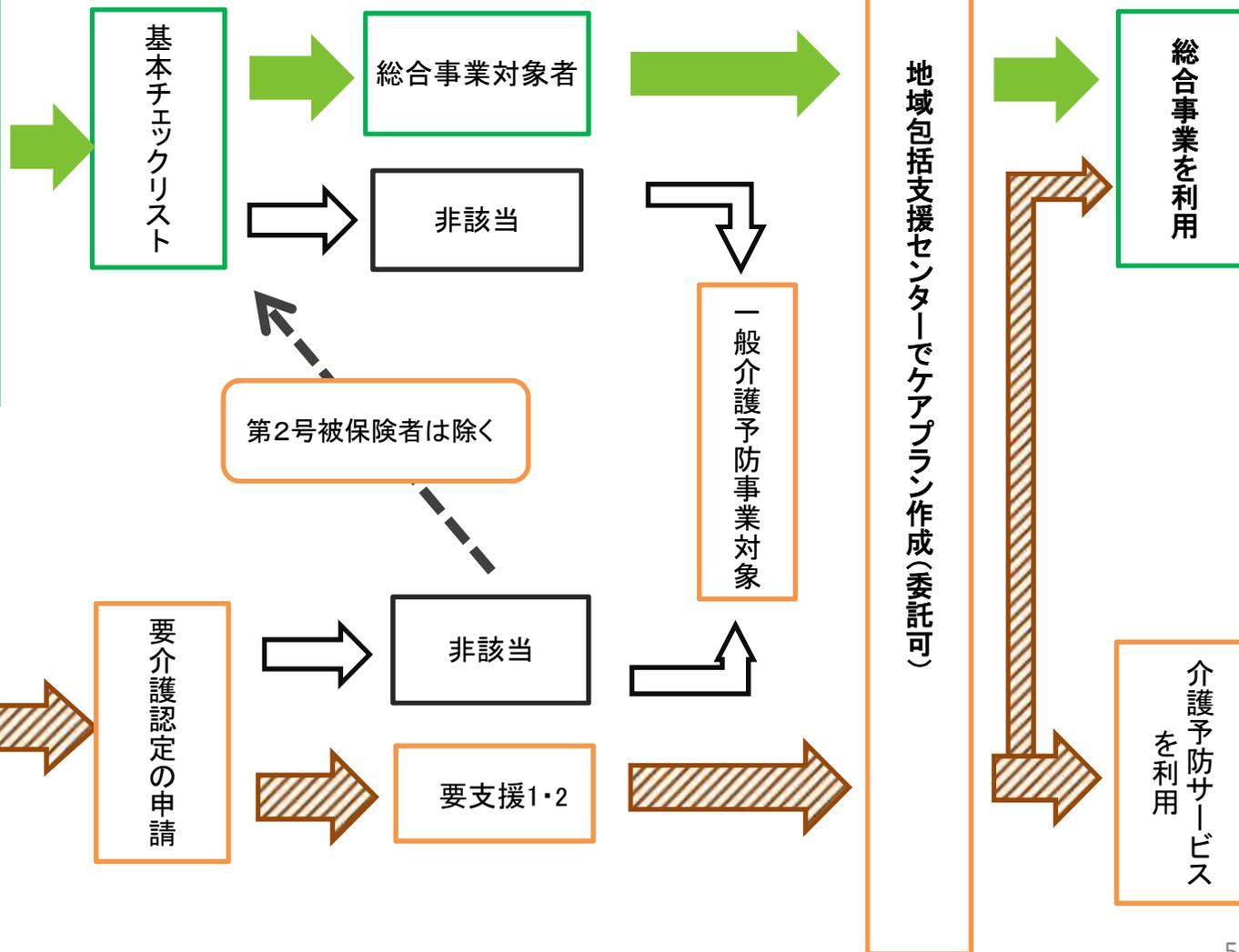
苫小牧市におけるサービスの流れ

総合事業の利用の流れ

◆要支援・要介護認定の更新時

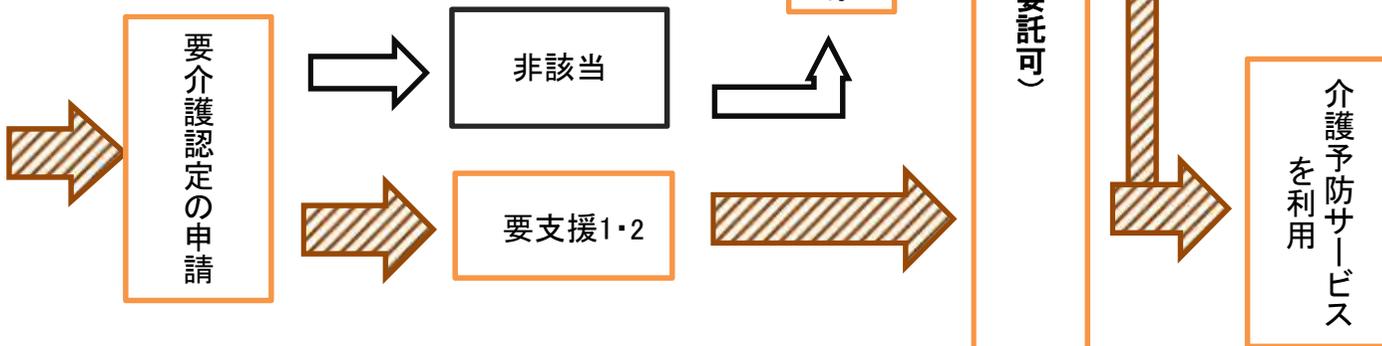
- ①要支援1・2で訪問介護または通所介護のみの利用予定の方
- ②今後住宅改修やショートステイなど他の介護サービスを利用する予定の方及び第2号被保険者は除く

※障害者控除、ふれあい収集の利用対象外であることを説明
 ※担当包括にチェックリスト結果を情報提供する旨を説明



現在の利用の流れ

- ①要支援・要介護認定の新規申請の方
- ②要支援・要介護認定の更新申請で上記の対象にならない方
- ③第2号被保険者



総合事業対象者 基本チェックリストによるサービス利用

基本チェックリスト(厚生労働省作成)

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

暮らしのそ1

運動器関係

栄養・口腔機能等の関係

暮らしのそ2

心理

← このような25項目のチェックリストを対面で実施し、「事業対象者」(要支援相当の方)と判定されることで、認定の手続きを経ずに、簡便・迅速に総合事業のサービスを利用することが可能となる。

- この場合でも、要支援認定を受けた場合と同様に、地域包括支援センター等が実施するケアマネジメントの過程で、必要なサービスが決定される。

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

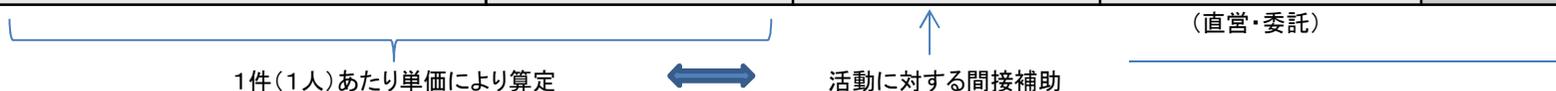
サービスの類型①(国の例示・訪問型サービス)

訪問型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実績に応じたサービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方、等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6か月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	



サービスの類型②(国の例示・通所型サービス)

通所型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実績に応じたサービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行訪問介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養 改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進		・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6か月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)



1件(1人)あたり単価により算定



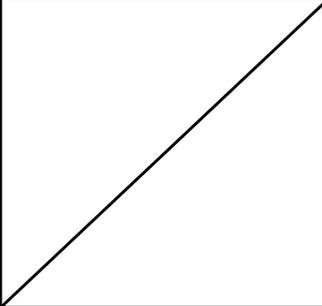
活動に対する間接補助

(直営・委託)

苫小牧市における サービス事業について

苫小牧市におけるサービス事業の実施について①

- 現行の予防給付に相当するサービスは、現行の基準・単価水準を維持し、実施中。
- 訪問型・通所型ともに、市独自に基準を緩和したサービス(サービスA)を実施。
- 短期集中型(サービスC)、住民主体の支援活動に対する補助(サービスB・D)は、将来的な実施を目指し検討。

	現行相当	サービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体の活動へ補助)	サービスC (短期集中型)	サービスD (住民主体の移動支援活動へ補助)
訪問型	 現行基準を維持し 実施	 人員基準を緩和し、 実施	 実施に向けて検討	 実施に向けて検討	 実施に向けて検討
通所型	 現行基準を維持し 実施	 人員・設備基準等を 緩和し、実施	 実施に向けて検討	 実施に向けて検討	

今回は、この分野の説明になります。

苫小牧市におけるサービス事業の実施について②

- 苫小牧市では、下記の通り、現行相当サービス2種類、市独自の基準緩和型サービスを2種類実施します。

	類型	サービス名	説明	開始時期	単価水準
訪問型	予防給付に相当するサービス(国基準) 【現行相当サービス】	予防訪問介護相当サービス	・現行の介護予防訪問介護に相当するサービス	H28. 4月	予防給付と同じ
	基準を緩和したサービス (市独自基準) 【サービスA】	訪問型サービスA	・人員基準を緩和 ・要支援相当者に対する生活援助を提供	H30. 2月	予防給付の83. 5%水準
通所型	予防給付に相当するサービス(国基準) 【現行相当サービス】	予防通所介護相当サービス	・現行の介護予防通所介護に相当するサービス	H28. 4月	予防給付と同じ
	基準を緩和したサービス (市独自基準) 【サービスA】	通所型サービスA	・人員基準を緩和 ・体操やレクリエーション等による介護予防のための3時間程度の通所型サービス	H30. 2月	予防給付の80. 7%水準

訪問型サービスの基準①

名称	予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
類型	現行相当サービス	基準を緩和したサービス
サービス内容	身体介護・生活援助 (指定介護予防訪問介護と同じ)	生活援助 (指定介護予防訪問介護の対象となるサービス行為から身体介護を除いたもの)
人員	・管理者 常勤・専従1以上	・管理者 専従1以上
	・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護職員初任者研修修了者等】	・従事者 必要数 【資格要件:介護職員初任者研修修了者等又は一定の研修受講者】
	・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上従事した介護職員初任者研修等修了者】	・訪問事業提供責任者 利用者40人に1人以上 (非常勤でも可) 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修等修了者】
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等(現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成(簡略化した計画でも可) ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等
サービス時間	目標の達成状況に応じて必要な程度の量(介護予防訪問介護の考え方と同じ)	

訪問型サービスの基準②

- 介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス「訪問型サービスA」を苫小牧市独自に創設。人員(管理者・従事者・訪問事業提供責任者)、運営(個別サービス計画の作成)について、基準を緩和する。
- ヘルパー無資格者であっても、市が実施する研修を受講した「苫小牧市生活支援サポーター」であれば、要支援者及び事業対象者に対する生活援助を提供可能とする。
- 訪問介護、予防訪問介護相当サービスの管理者、訪問介護員、サービス提供責任者は、訪問型サービスAの管理者、従事者、訪問事業提供責任者と、それぞれ業務に支障のない範囲で兼務可能とする。
- 訪問型サービスAの開始当初においては、介護保険事業としての専門性を考慮し、指定訪問介護事業者が、指定訪問介護事業と一体的に実施するものとする。

訪問型サービスの単価

名称	予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
類型	現行相当サービス	基準を緩和したサービス
算定単価	1月あたり	1回あたり
単価	事業対象者、要支援1・2の方 1, 168単位/月(週1回程度の利用) 2, 335単位/月(週2回程度の利用) 事業対象者、要支援2の方 3, 704単位/月(週3回程度の利用) (訪問型サービスAと併用するとき、 下記1回あたり単価を算定可能とする) 事業対象者・要支援1・2の方 266単位/回(～4回/月) 270単位/回(5～8回/月) 事業対象者・要支援2の方 285単位/回(9～12回/月)	【週1回程度の利用】事業対象者、要支援1・2の方 222単位/回(1月に4回までの利用) 975単位/月(1月に5回以上の利用) 【週2回程度の利用】事業対象者、要支援1・2の方 222単位/回(1月に5～8回の利用) 1, 920単位/月(1月に9回以上の利用) 【週3回程度の利用】事業者対象者・要支援2の方 222単位/回(1月9～12回の利用) 2, 885単位/月(1月に13回以上の利用)
加算	初回加算 200単位 生活機能向上連携加算 100単位 介護職員処遇改善加算 ～13.7%	初回加算 200単位 介護職員処遇改善加算 ～13.7% ↳ (要件、加算率は現行と同じ)
1単位あたりの単価	10円	
サービスコード	A1 (みなし事業所)、A2	A2(予定)

苫小牧市生活支援サポーター養成研修

- 市が実施する養成研修の修了者に対し、「苫小牧市生活支援サポーター修了証」を発行します。事業者は修了者を「苫小牧市生活支援サポーター」として雇用し、訪問型サービスAとして、要支援者等に対する生活援助を提供することができます。

- 開催日程

1回目：平成30年1月23日（火）～24日（水）

2回目：平成30年2月15日（木）～16日（金）

時間 いずれも13時～16時30分

場所 市民活動センター

- 研修内容

- 1 介護保険と総合事業
- 2 コミュニケーション
- 3 高齢者の病気と認知症
- 4 ヘルパーの業務

★「訪問型サービスA」の実施を検討される事業者様へ

第1回及び第2回の研修受講者に対し、研修修了時に、「参入を検討している事業所（一覧）」及び事業所の資料（リーフレット等）を配付する予定です。

修了者に資料等の配付を希望される事業者様は、意向調査にその旨をご記入ください。

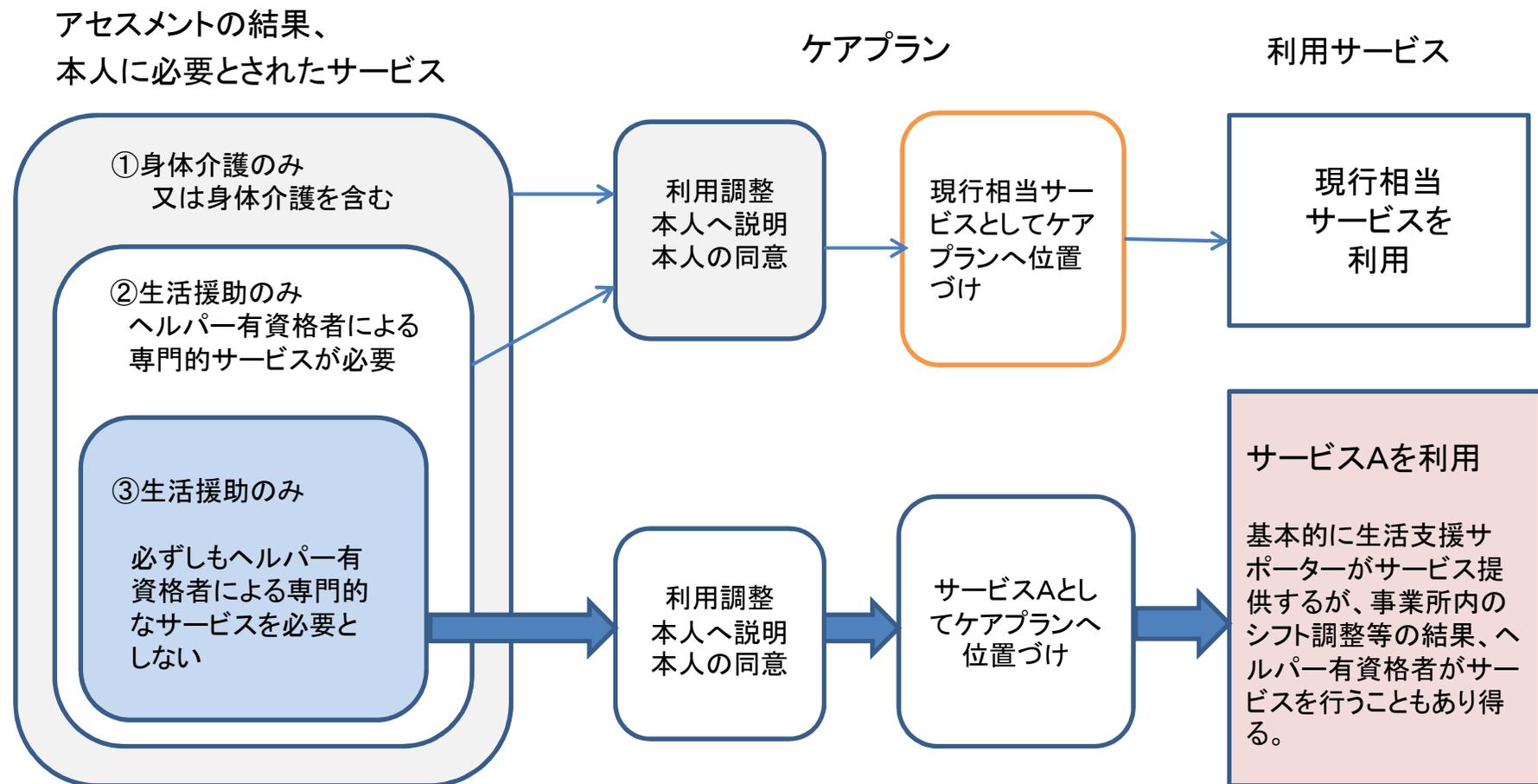
福祉人材バンクにも登録をお願いします。

★ 訪問介護事業者にとってメリットとなり得ること

- ・ 採用の拡大
- ・ 採用後のヘルパーの育成・資格取得
- ・ 生活支援の提供の拡大

訪問型サービスAの対象者の考え方について

- 必ずしもヘルパー有資格者によるサービスを必要としない場合、利用調整・本人同意を経て、訪問型サービスAとしてのサービス提供となる。



※身体介護のみの予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAは併用が可能

通所型サービスの基準

名称	予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
類型	現行相当サービス	基準を緩和したサービス
サービス内容	入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練(介護予防通所介護と同じ)	体操やレクリエーションなどによる介護予防のための通所型サービス
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上(提供日ごと) ・看護職員 専従1以上 (提供日ごと、10人以下は不要) ・介護職員 ~15人専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員又は介護職員の1人以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ・従事者 ~15人専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.1以上
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室 (3m²×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所及び利用者が静養するために必要な場所 (3m²×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成・重要事項等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成(簡略化した計画でも可) ・重要事項等の説明、同意・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等
サービス時間	3時間以上	3時間程度

通所型サービスの単価

名称	予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
類型	現行相当サービス	基準を緩和したサービス
算定単価	1月あたり	1回あたり
単価	事業対象者、要支援1の方 1,647単位/月 事業対象者、要支援2の方 3,377単位/月	【事業対象者(週1回程度利用)及び要支援1の方】 305単位/回(1月に4回までの利用) } 送迎あり 1,329単位/月(1月に5回以上の利用) 265単位/回(1月に4回までの利用) } 送迎なし 1,154単位/月(1月に5回以上の利用) 【事業対象者(週2回程度利用)及び要支援2の方】 312単位/回(1月に8回までの利用) } 送迎あり 2,708単位/月(1月に9回以上の利用) 272単位/回(1月に8回までの利用) } 送迎なし 2,364単位/月(1月に9回以上の利用)
加算	運動器機能向上加算 225単位 栄養改善加算 口腔機能向上加算 事業所評価加算 サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ 介護職員処遇改善加算 等	介護職員処遇改善加算 ~5.9% (要件、加算率は現行と同じ)
1単位あたりの単価	10円	
サービスコード	A5 (みなし事業所)、A6	A6(予定)

通所型サービスの基準・単価

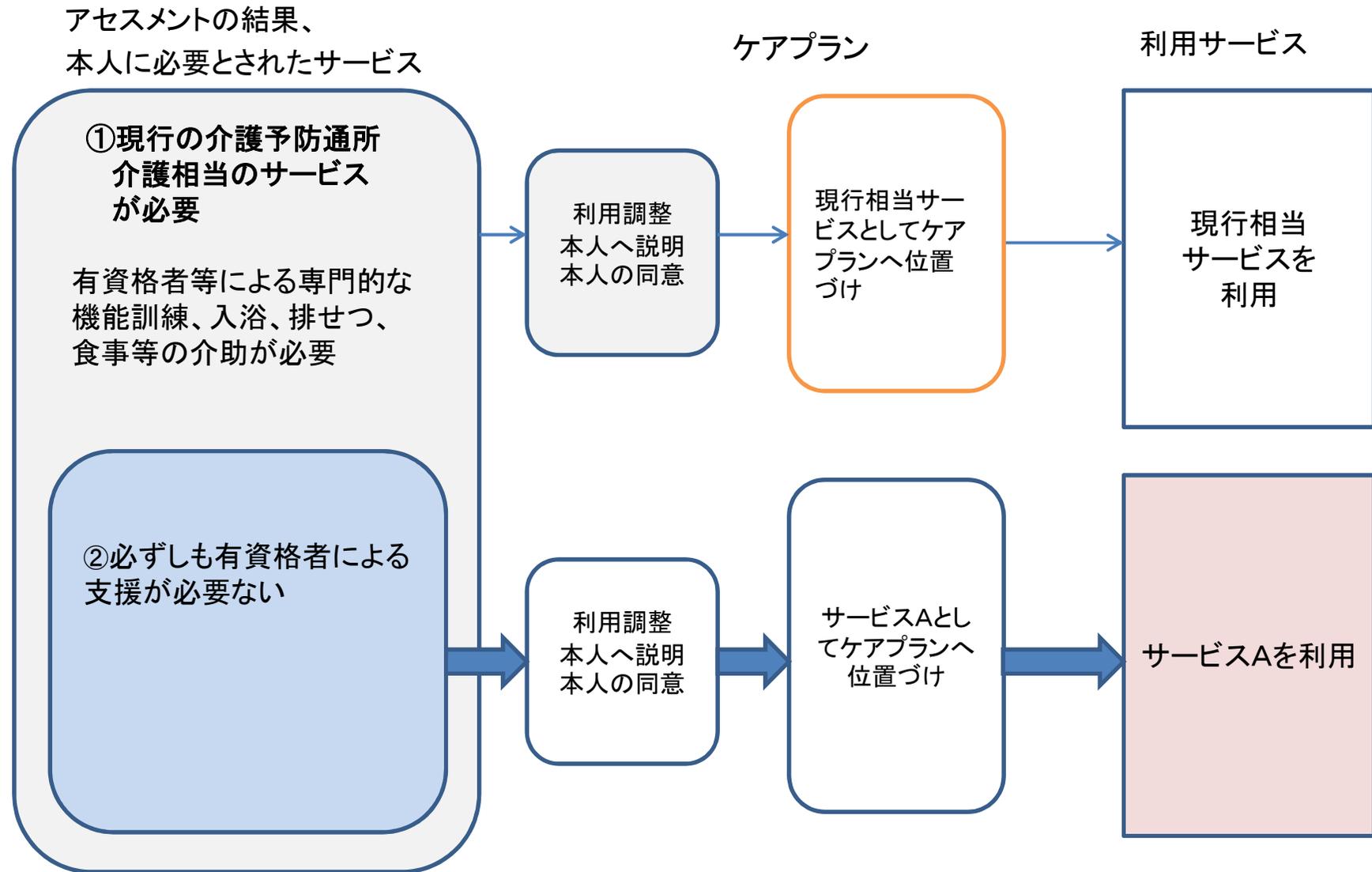
- 介護予防通所介護の人員及び設備基準を緩和した短時間型のサービス「通所型サービスA」を苫小牧市独自に創設。
- 通所介護、予防通所介護相当サービスの管理者、介護職員は、それぞれ通所型サービスAの管理者及び介護職員と、業務に支障のない範囲で兼務可能とする。（一体的に実施している場合に限る）
- 「送迎あり」の場合、同一建物減算は設ける。考え方は介護予防通所介護の同減算の取り扱いに準ずる。

※送迎については、送迎ありを基本とするが、送迎を実施しない事業所も可とする。

通所型サービスAの実施方法について

- 通所型サービスAの参入は現在の指定通所介護事業所に限定しない。
- 通所介護、予防通所介護相当サービスとの一体的な実施も可能とする。
(一体的な実施とは、同じ事業所の場所で、同じ時間帯に運営すること)
- 実施例
 - ー 通所介護事業とは独立に、単独で実施
 - ー 週休日に実施
 - ー ある曜日の午前／午後に限って実施
 - ー 通所介護又は予防通所介護相当サービスと同時に実施する場合は、それぞれプログラム等を区分する など

通所型サービスAの対象者の考え方について



現行相当とサービスAの組み合わせ利用について

	予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
予防訪問介護相当サービス		△※	○	○
訪問型サービスA	△※		○	○
予防通所介護相当サービス	○	○		×
通所型サービスA	○	○	×	

※身体介護のみの予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAは併用が可能

※予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAを併用して利用した場合、現行相当の月額報酬が上限

支給限度額・利用者負担割合について

- 総合事業のサービス分と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理が行なわれる。支給限度額は、下記のとおりとする。

	支給限度額	(注)
要支援1	5,003単位／月	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位／月	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位／月	要支援1の限度額と同じ

- 利用者負担割合は、1割負担、又は2割負担(一定以上所得者)

日割り請求の適用について

- 予防給付からの変更点

- ① 予防訪問介護相当サービス・予防通所介護相当サービス【現行相当サービス】

→ 月途中開始、終了の場合、契約日、契約解除日を起算日として日割りで算定
(サービスAと併用するため、1回あたり単価で算定している場合を除く。)

- ② 総合事業のサービスA

→ 本市の場合、1回あたりで単価を定めているので、日割りのコードを
使用することはない。

(「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」平成27年3月31日厚生労働省事務連絡
「介護保険事務処理システム変更に関する参考資料」I 資料9 参照)

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること①

作成・変更等が必要なもの

運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表 等

- 一 運営規程については、事業者が当該事業を開始する時期までに作成・変更してください。
- 一 契約書、重要事項説明書、料金表等、利用者個人と取り交わすものについては、当該利用者が総合事業のサービスを開始する時に合わせて作成・変更してください。
- 一 総合事業は市町村ごとに実施するため、他市被保険者の受入れを検討している場合は、当該他市の状況を確認する必要がありますので、事前にご相談ください。
※他市の実施状況によっては、他市被保険者の受入れができない場合があります。
※介護度の変更等で要介護以上となった場合、地域密着型サービスの利用につきましては、苫小牧市民のみとなりますのでご注意ください。
- 一 市によってサービス名称やサービス内容、サービス単価が異なる場合があるので、運営規程等を作成する際は注意が必要となります。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること②

● 運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、運営規程の作成が必要です。
なお、既存の運営規程を変更した場合は、介護福祉課へ変更届の提出が必要です。

【運営規程に記載する場合のサービス名称の例】

- ・「介護保険法に規定する第一号訪問事業」
- ・「介護保険法に規定する第一号通所事業」

このサービス名称には、基準を緩和したサービスも含まれます。

- ・「予防訪問介護相当サービス」
- ・「予防通所介護相当サービス」
- ・「訪問型サービスA」
- ・「通所型サービスA」

介護予防訪問(通所)介護に相当するサービス

基準を緩和したサービス

これらは、苫小牧市独自のサービス名称です。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること③

- 契約書及び重要事項説明書

新たに作成し取り交わす方法のほか、変更点等を記載した書類を作成して、双方で確認(押印等)する方法も考えられます。

サービス名称の例・・・運営規程(前頁)を参照

- 料金表

契約書や重要事項説明書に記載のある料金表のほか、事業所内に掲示している料金表がある場合など、料金表の変更等が必要となります。

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること④

- 定款

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、定款に事業名の追加等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。なお、定款のみの変更の場合は、介護保険法に基づく変更届は不要です。

- その他

例えば個人情報に関する同意書などにサービス名称がある場合など、新たに作成等が必要になる場合があります。

総合事業の指定申請について①

(1) 訪問型サービスA・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

- 指定申請が必要
実施を希望する全ての事業所

平成30年2月1日から事業を開始する場合

申請受付期間 → 平成29年12月1日(金) ~ 平成29年12月28日(木)まで

※開始日の1月前までに申請

(2) 予防訪問介護相当サービス・予防通所介護相当サービス(現行相当サービス)

- みなし指定が終了するため、指定申請が必要(平成30年4月からの指定)
実施を希望する全ての事業所

申請受付期間 → 平成29年12月1日(金) ~ 平成30年1月31日(水)まで

総合事業の指定申請について②～申請書類 訪問型サービスA

総合事業の指定申請に関する添付書類一覧

1	指定申請書(指定様式)
2	指定に係る記載事項(指定様式)
3	申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式)
5	事業所の管理者の経歴(参考様式)
6	訪問事業提供責任者の経歴(参考様式)
7	事業所の平面図(参考様式)
8	運営規程
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式)
10	当該申請に係る資産の状況
11	誓約書及び役員の氏名等(指定様式)
12	資格を証明する書類
13	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(指定様式)
14	介護予防・日常生活支援総合事業に係る体制等状況一覧表(指定様式)
15	雇用関係がわかるもの

※追加で資料の提出を求める場合があります。

※訪問型サービスAの開始に当たり一部様式を修正して市ホームページに掲載します。

総合事業の指定申請について③～申請書類 通所型サービスA

総合事業の指定申請に関する添付書類一覧

1	指定申請書(指定様式)
2	指定に係る記載事項(指定様式)
3	申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式)
5	事業所の管理者の経歴(参考様式)
6	事業所の平面図(参考様式)
7	運営規程
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式)
9	サービス提供実施単位一覧表(参考様式)
10	当該申請に係る資産の状況
11	誓約書及び役員の氏名等(指定様式)
12	資格を証明する書類
13	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(指定様式)
14	介護予防・日常生活支援総合事業に係る体制等状況一覧表(指定様式)
15	雇用関係がわかるもの
16	建築基準法、消防法の検査済証等

※追加で資料の提出を求める場合があります。

※通所型サービスAの開始に当たり一部様式を修正して市ホームページに掲載します。

今後のスケジュール

平成29年12月	<ul style="list-style-type: none">・サービスコード表、サービスコードマスタ、関係要綱をホームページにて公開・訪問型サービスA及び通所型サービスAの指定申請受付開始・予防訪問介護相当サービス・予防通所介護相当サービス（現行相当サービス） みなし指定の終了に伴う指定申請の受付開始・基本チェックリスト開始
平成30年2月	<ul style="list-style-type: none">・訪問型サービスA及び通所型サービスA事業開始

総合事業対象者が利用できる一般介護予防事業

区分	内容	実施形態
介護予防普及啓発事業	①げんき倶楽部 65歳以上を対象とし、閉じこもりや認知症予防その他運動器機能の向上のための講話、レクリエーション、手工芸を実施する。	市が実施(レクリエーションリーダー、看護師を派遣し、介助補助員や利用者とともに運営) 全8会場で各会場月2回実施
	②地域介護予防教室 65歳以上を対象とし、介護予防を目的にストレッチ、軽運動、頭の体操等を実施する。	各地域包括支援センターに委託 全21会場で週1～月2回実施
地域介護予防活動支援事業	①介護支援いきいきポイント事業 65歳以上のボランティア活動に対し、ポイントを付与し、年に1回換金(上限あり)。	苫小牧市社会福祉協議会に委託

※65歳以上の全ての方が利用できます。